

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	24	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

導入促進基本計画の変更における調査、分析等の事務負担の軽減

提案団体

北上市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施することなく、社会情勢等に大きな変化があった場合にのみこれらの調査及び分析を実施することで変更を可能とすることを求める。

地方公共団体の事務負担軽減のため、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って見直しされたい。

具体的な支障事例

導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施し、その結果を計画に記載する必要があることから、事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定及び計画変更における事務負担が軽減される。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○原状当市では、当初の基本計画から産業構造等に変更は生じていないが、変更の有無について産業構造等を2年ごとに調査分析するのは事務負担である。

○導入促進基本計画の2年ごとの変更に係る事務負担は少なくはなく、社会情勢等に大きな変化があった場合に限り現状分析等を実施する改正の趣旨には賛同する。

各府省からの第１次回答

導入促進基本計画は、変更の都度、地域の人口構造や産業構造等の調査や分析を行う必要はないと考えており、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	29	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合における農地転用及び農振除外の取扱いの見直し

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という。）による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式（いわゆるレディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。

ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域未来法を活用した開発事業に伴う農地転用・農振除外については、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」（平成 30 年 3 月 1 日付け農林水産省農村振興局長通知）により運用が示されており、地域経済牽引事業計画の承認が前提となる。

また、同計画策定の前提となる土地利用調整計画には進出企業が確定していなければ記載が困難な項目があることから、土地利用調整計画の策定段階で進出企業の確定が必要といえる。

【支障事例】

当市の都市計画マスタープランにおいて、広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている地域において、工場用地として約 12ha の土地区画整理事業が持ち上がった。当該区域の農振除外を目指したものの、進出企業の未確定により土地利用調整計画が作成できず、農地転用・農振除外の手続きが停止している。農振除外・農地転用の見込みが示されないため地区計画等の手続きにも支障が生じている。

このような状況では企業が進出を決断することは困難である一方で、進出企業が確定しなければ手続きが前に進まない状況であり、デッドロック状態に陥っている。

【制度改正の必要性】

地域未来法による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式による産業団地造成などの計画の場合には上記支障事例のような事態に陥ることから、分譲方式による手法にも対応できるよう制度改正が必要である。

【支障の解決策】

地域未来法に基づく基本計画において重点促進区域と定めた区域において、同計画に定める活用戦略に沿った調整が進められていることに加え、都市計画マスタープラン等の市町村計画においても当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画に進出企業の情報（事業内容・事業規模）を不要とすること及び土地利用調整計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地区画整理事業の事業化を目指す地域団体は、地域未来法に基づく京都府南丹地域基本計画により「重点促進区域」と定めた区域において、同計画が定める活用戦略に基づき（製造業等の）企業誘致を目指しているところであるが、具体的な土地の分譲時期、費用等を示すことが困難であり誘致の実現に苦慮している状況にある。

当該事業の予定地域は、当市の都市計画マスタープランにおいて広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている。さらに地区整備計画により建築物等を定めたとうえで土地区画整理事業を施行するため、具体的な企業は確定していなくても工場用地としての活用は確実であると判断できるため、現時点で農振除外・農地転用の見込みありとの判断が示され、地区計画の手続きも前に進めたいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良農地の保全を図り無秩序な開発を抑制することは大前提としたうえで、分譲方式の開発計画にも対応できるよう制度改革を行うことで、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第2項第5号、農地法第5条、農地法施行規則第57条第5号、都市計画法第12条の5、第34条第10号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第11条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知）第4、第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市

○当市の場合、地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する事例はないが、地域未来法を活用して分譲方式による産業団地の整備を行う場合に、進出企業が確定していなくても開発可能となるよう規制緩和を求めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画については、令和5年7月に土地利用調整計画のガイドラインを改正し、地域経済牽引事業を行おうとするもの（企業等）の情報について「実施を想定する地域経済牽引事業の内容」としたところであり、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていない。

一方で、農地法及び農振法に係る土地利用調整の特例については、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の用に供する施設の円滑な整備を支援する趣旨で措置されたものであり、地域経済牽引事業を実施しない者が、同法に基づく規制の特例措置を活用することは出来ない。土地利用調整計画の同意段階で土地利用調整の特例の適用を認めることは、上記の特例措置の趣旨に反することから適当ではない。

なお、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上検討したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	66	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

再商品化計画の認定後における管理及び検査業務に係るガイドラインの策定等

提案団体

新宿区

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
再商品化計画の認定後に自治体が行うこととなる管理業務や検査業務では、専門的知識や経験に基づく判断が必要となるため、多大な時間と労力を要している。また、自治体の裁量によるところが大きいいため、自治体によって対応に差が出ることが懸念される。
現地で確認する自治体や職員によって、判断に差が生じる可能性があり、そのため、同一の再商品化事業者を複数の自治体が利用する場合、自治体間での判断が異なることにより、当区の再商品化業務にも影響を及ぼす可能性があり、再商品化の安定性を妨げる恐れがある。

【支障の解決策】
再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等を整備することで、支障が解決すると考える。
具体的には、①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドライン、②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアル、③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルを作成いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ベール検査、現地確認、再商品化製品分析調査を実施する際に、実施者としての知識や経験が無いため苦慮した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務計画の作成に要する労力の削減が期待できる。また、自治体による対応の差を軽減し、統一的な管理を行うことで、広域的な再商品化業務の安定化が期待できる。

根拠法令等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則第4条、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第 11 条第4号、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック

ク使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

再商品化計画の手引き等については、引き続き、随時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。

①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドラインについて：

現地確認での確認事項等をまとめた資料を「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」特設サイトにて公開しているので、御確認いただきたい。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

※「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」を御覧いただきたい。

②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアルについて：

同特設サイトにて公開されている再商品化計画の認定申請の手引きにて手順等を示しているので、御確認いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf)

[content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf)

③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルについて：

同再商品化計画の認定申請の手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」の記入例で一つの方法を示しているので、御確認いただきたい。その上で具体的には、当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	70	重点募集テーマ	○（デジタル化(4)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

また、当該システムにオンライン決済機能（政府共通決済基盤）を搭載し、一連の手続きを e-Gov 上で完結させること。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。

○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願

○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出

（年間登録・届出件数）

提案団体：約 1250 件

共同提案団体 A：61 件

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請やキャッシュレス納付が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。

【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、キャッシュレス化、DX の推進が可能となり、e-Gov 上でのオンライン完結が実現する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

根拠法令等

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

各府省からの第１次回答

ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。
また、e-Gov においては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続を e-Gov 上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。
については、自治体の実態把握の結果や e-Gov の機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Gov による手続のオンライン化を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	112	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録の都道府県経由の廃止等

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

国家資格「計量士」の登録について、
(1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。
(2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年 12 月 24 日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

(1)について
計量士についても、計量法施行令第 32 条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担や添付書類の事前準備が不要になる。
また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。

(2)について
さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。
これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月 21 日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証の原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

根拠法令等

計量法第 122 条、計量法施行令第 32 条、第 36 条、第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○業務の効率化に資する DX を活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

各府省からの第 1 次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要がある（計量法第 122 条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第 54 条に基づき、「法第 122 条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。）

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととするのは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	170	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し

提案団体

埼玉県、越谷市、愛知県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

火薬類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査（完成検査）の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすように規則改正を行うこと。

具体的な支障事例

火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年）に1回行うものと定められている。このため、法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっており、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保安検査の日程の予定が合わない場合、検査が徐々に前倒しになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、保安検査が徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができる。

根拠法令等

火薬類取締法施行規則第44条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市

○当県では積雪により冬季の保安検査は実施困難であることから、検査日が徐々に前倒しになる可能性がある現在の流動的な制度設計よりは、毎年決まった時期に行えることが望ましい。
○保安検査実施日の急な悪天候や製造業者及び火薬庫の所有者等の諸般の事情により、検査実施が不可となることは十分想定され、結果として法令を遵守できなくなる恐れがある。そのため弾力的な運用を可能とする

規則改正若しくは通達の発出を求める。

○火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査実施日を基準として同日又は休日を考慮して日程を決めているが、検査日を基準日の前後 1 か月とするのであれば、日程調整が容易になると考える。

○保安検査を実施する側の管理上、徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができた方が管理しやすい。

各府省からの第 1 次回答

頂いたご意見を受け止め、火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査の日から 1 年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3 年）を経過した日の前後一月以内に行う場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなすとする措置について検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	192	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化

提案団体

茨城県、福島県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

信用保証協会が特別保証制度の創設・変更をする際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告することとなっている。
当該報告については、金融庁長官・経済産業大臣通知により、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を創設・内容変更する場合や、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合であっても報告が必要とされている（添付書類の一部省略は可能）が、形式的な性質が強く必要性に乏しい。
なお、貸出利率の変更及び字句の修正は現行でも報告省略可能とされている。
【参考】
提案県への報告回数（令和5年度）は以下の通り。
A 県
特別保証創設・改正に係る報告：12 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：8 件
B 県
特別保証創設・改正に係る報告：8 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県、市町村及び信用保証協会の業務の効率化につながる。

根拠法令等

信用保証協会法第 35 条、第 52 条、業務関係事項の報告について（平成 18 年 1 月 26 日付け金融庁長官・経済産業大臣通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県

○提案県同様、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合の報告は、形式的な性質が強く必要性に乏しいと考えており、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

当県（令和5年度）

特別保証制度・改正に係る報告：11 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4件

各府省からの第1次回答

信用保証協会が特別保証制度を創設・変更する際には、信用保証協会法第35条及び第52条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告していただくこととなっている。

これは、例えば、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を制定・改正する場合において、法令や国制度の制度設計に合わせて適切に特別保証制度が創設・内容の変更がなされているかを確認、監督するために報告していただいているもの。

また、各自治体においては、国制度に準拠して制度融資を創設・改正する際には、こうした法令や国制度の創設・改正について把握し、適切に自治体制度融資に反映していただく必要もあり、報告自体を省略することは困難であると考えている。

他方で、ご提案いただいた統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30日以内」の報告から、例えば、「各四半期終了後30日以内」という形で報告頻度を下げることにより、都道府県、市町村及び信用保証協会の事務負担を軽減し業務の効率化に繋がるため、報告期限について、速やかに見直しの検討を開始する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	206	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村経由事務の廃止

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

計量法第 127 条第2項から第4項、計量法施行令第 41 条第3項、計量法施行規則第 72 条第1項及び第 81 条の各手続における特定市町村の経由規定を廃止し、オンライン上で直接経済産業大臣又は都道府県知事に申請若しくは届出を行うこととするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

計量法第 127 条第1項の適正計量管理事業所の指定に係る申請の手続については、申請者の事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長（以下「特定市」という。）を経由して、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならないと規定されている（変更及び廃止の届出についても同様）。また、同法施行規則第 96 条第7号の規定による年度報告については、事業者が直接、経済産業局長又は都道府県知事に行うこととされており、特定市を経由しなければならない手続とそうでないものが混在している状況となっている。

【支障事例】

特定市においては、上記特定市の経由規定により、経済産業大臣等あての進達処理等の事務負担が生じており、また、申請者（事業者）においては、特定市を経由しなければならない手続とそうでない手続が混在し、わかりにくい状況となっていることにより確認や連絡調整のための負担が生じている。

【制度改正の必要性】

上記手続に関しては、特定市を経由しなくとも、経済産業大臣等が申請者（事業者）からオンライン上で、直接申請を受け付け、内容を特定市に情報提供される仕組みにすることで、特定市においても申請情報等を把握することができ、特定市及び申請者（事業者）の状況改善、また、手続の迅速化のため、制度の見直しが必要であるとする。

【支障の解決策】

特定市を経由する規定を廃止することで支障が解決すると思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者（事業者）において、特定市を経由しなければならない手続と、都道府県知事等に直接提出する手続が混在しており、わかりにくく、確認等のために事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者（事業者）において、必要な手続の窓口が一本化され、わかりやすくなり、確認等の事務負担が軽減され

る。また、特定市においても、経済産業大臣等への進達等に係る事務負担が軽減される。さらに、経由事務廃止により手続の迅速化も期待される。

根拠法令等

計量法第 127 条、計量法施行令第 41 条第3項、計量法施行規則第 72 条第1項及び第 81 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、栃木県、豊橋市、滋賀県、高松市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

計量法第 127 条第2項等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務については、計量法施行令第 41 条第2項により、「国の事業所以外の事業所」については、都道府県知事が行っている。また、現在、適正計量管理事業所に指定されている「国の事業所」はない。郵政事業の民営化以降、適正計量管理事業所に係る申請等が経済産業大臣に寄せられることは一切なく、都道府県において手続が完結している。

特定市の経由事務の廃止提案については、都道府県の事務負担の増加につながるものであり、すべての都道府県が当該提案を受け入れられるとは限らず、また、計量法上の特定市は、地方自治法上の政令指定都市や中核市といった相対的に事務処理能力の高い自治体が指定されている（計量法施行令別表第1）ことから、全国 126 の特定市のすべてが求め、提案しているものでもない。

本提案については、現行制度上も、地方自治法第 252 条の 14 に基づく地方自治体間の「事務の委託」の制度を活用することにより、個別の特定市や都道府県のそれぞれの事情や方針等を踏まえ、地方自治体間で合意し、経済産業大臣が同意することによって実現できるものであり、実際に、本提案に係る事務の委託が行われている事例も既に以前からある。

個別の地方自治体間の状況等を踏まえ、必要な自治体において地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」制度の活用を検討することが望ましい事案と考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	277	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	279	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

太陽光発電等で発電した電力の自己託送要件の緩和

提案団体

神戸市、札幌市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」の2段落目の文末に下記のような文言を追加してほしい。
「ただし、カーボンフリー電力による自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所が、地方公共団体が管理する公共性のある需要場所である場合、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においても、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当する。」

具体的な支障事例

自己託送とは、自社が所有する太陽光発電等で発電した電力を、自社や関連企業の施設に送電して利用するための制度で、コスト削減等のメリットがあり、カーボンフリー電力の導入を促進するために利用されている。しかし、制度の趣旨に反する利用が増加したため、近年自己託送に係る指針が改正され、要件が厳格化された。自己託送の要件の一つとして、自己託送で送電を行う発電者と受電した電気を使用する需要家との間で、密接な関係が必要であるとされている。自己託送に係る指針の改正で、密接な関係を有する需要場所から密接な関係がない他の者に対して電気の融通が行われ、他の者が最終的に電気を使用する場合、自己託送における需要に該当しないと明文化された。
地方公共団体が管理する施設では、一般向けに開放されている公共施設が多く、最終的な電気の消費者が市民である公共施設の取り扱いが不透明である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体は2050年のカーボンニュートラルに向けて、率先してカーボンフリー電力を導入する必要がある。制度改正により地方公共団体における自己託送の要件が緩和されると、カーボンフリー電力導入が促進され、カーボンニュートラルの達成に寄与すると考える。
また、自己託送が地方公共団体において拡大することにより、電力の地産地消が促進され、災害時においても公共施設での停電リスクを下げ、地域のレジリエンスが強化できると考える。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項、経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市、東京都、静岡県、豊橋市、熊本市、那覇市

○求める措置の追加文の「地方公共団体が管理する」を「地方公共団体等が管理する」とすることを希望する。
理由：事業協力団体（政策連携団体等が管理する施設を含めるため。）

※ 補足意見

自己託送制度の主旨として、テナントへの電気供給自体を緩和する検討を求める。

理由：自家消費の場合、テナントへの電気供給は事業者の判断により可能であるため。

○今後、県有施設において、太陽光発電の導入を検討している。この場合、再エネ電力を発電場所から離れた県有施設で活用することもあり得ることから、今後、支障をきたす恐れがある。

○当市において、エネルギーの地産地消の促進として、自己託送を活用した電力供給に取り組んでいるが、自己託送の要件が緩和されることは地域の脱炭素化やレジリエンスの強化に寄与するものと考えられるため、提案団体の内容に賛同する。

○当市においても、脱炭素電源の活用案として、清掃工場のごみ発電による公共施設への自己託送を検討していたが、要件厳格化により事業実施を停止している。本提案により、要件が緩和されれば事業実施が再開できると考える。

各府省からの第1次回答

御指摘の自己託送に係る指針の改正は、環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加する中で、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という制度趣旨に反して自己託送が活用されている実態や、自己託送に再エネ賦課金が課されていないことについて審議会で負担の公平性が指摘されていることも踏まえて要件の厳格化を行ったものであり、自己託送の利用者が地方公共団体であることをもって要件を違えることは考えておりません。

その上で、今回の改正に当たっては、需要場所における受電設備を保有していること等をもって自身の需要とみなし、需要場所内でテナント等の他者に電気を供給（融通）する形式をとり、従前から設定されている密接な関係性要件を満たしていない当該他者が実体的に電気の最終消費者となっているといった制度趣旨に反する自己託送の利用実態があることを踏まえ、一の需要場所内で他者に電気を供給（融通）する場合には、当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求める当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求めることとしています。こうした考え方は自己託送に関する Q&A として資源エネルギー庁の HP にも掲載しております。

なお、今回の御要望のケースにおいて、市民が単に公共施設を利用されている場合は、公共施設内における市民に対する電気の供給（融通）には該当しないと考えられます。一方で、公共施設内にいわゆるテナントとなる事業者が存在するような場合には、指針等に自己託送事業者となる地方公共団体と当該テナントの間の密接関係性等の要件を満たすことが必要となります。このため、市民が公共施設を利用していることをもって自己託送が認められないわけではありませんが、個別の事例については、各一般送配電事業者に御相談ください。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	287	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止

提案団体

長岡京市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。

具体的な支障事例

導入促進基本計画により事業者が享受できる優遇措置の内容については、市区町村による裁量がなく（地方税法による固定資産税の軽減措置など）、同計画が形骸化している。計画の管理（更新作業）に労力が必要なことと、事業者においては国の制度以外に市区町村の計画も把握する必要があり、情報が煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の利便性向上を図ることができるうえ、計画策定を行う市区町村の負担軽減や、市区町村から提出された計画を確認する（経済産業大臣の同意が必要）経済産業省の負担軽減につながる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○事業者及び市町村の事務負担軽減を図るために簡略化すべきと考える。
○事業者が享受できる優遇措置の内容は地方税法で定められた固定資産税の軽減措置であり、市に裁量がなく導入促進基本計画も形骸化しているため、優遇制度は維持しつつ、市区町村が作成する同計画の簡略化や廃止が望ましい。
○導入促進基本計画の制定、変更に係る事務負担は少なくはなく、簡略化を図る制度改正の趣旨には賛同す

る。

各府省からの第1次回答

中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。

導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。

なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	366	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

国家資格「計量士」の登録について、
(1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。
(2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年 12 月 24 日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

(1)について
計量士についても、計量法施行令第 32 条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担が不要になる。

また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。(令和6年事務処理実績: 令和6年度6件受付、1件あたり 12 時間要する)

(2)について
さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。

これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月 21 日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証を原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

1. 都道府県窓口に行くことが負担との意見
申請のオンライン化は望ましいが、紙の登録証交付を都道府県経由で行う場合、受取のため都道府県窓口に来庁してもらうこととなり、申請者の負担軽減とならないため、デジタル資格者証のニーズは高いと考える。
現状の紙の登録証の受領については、都道府県経由で交付されることから、受取のため都道府県の窓口に出

向く必要がある。

なお、郵送での受取方法もあるが、登録証が折れ曲がる可能性が高いので、デジタル資格証での交付が求められている。

2. 携帯できる免許の要望

紙の免許証を失くしてしまい再発行を求める方も多く、デジタル資格者証への潜在的ニーズは高いと考える。

定期検査に係る代検査を行う際に、受検者から資格者である旨の明示を求められることがあり、デジタル資格証への潜在的ニーズは高いと考えられる。

なお、現在の紙の登録証は常時携帯することは無理である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

根拠法令等

計量法第 122 条、計量法施行令第 32 条、第 36 条、第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、山梨県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。

計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。

これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○提案内容と同様の意見です。（令和6年度3件受付、1件あたり12時間を要する）

○業務の効率化に資するDXを活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

各府省からの第1次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要がある（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。）

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととするのは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」

の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。